

鳥取縣公報

昭和十八年三月十九日
第千四百十七號

金曜

本報ノ大キサハ規定規格A5判

目次

- 條令
 - 鳥取縣常設委員條例、同委員費用辨償額及支給方法條例廢止……………二頁
- 告示
 - 定期種牡牛検査、種牡牛監督検査、役肉用牛登録審査施行日割……………二頁
 - 稅檢査章並縣稅滯納者財產差押証票交付……………二頁
 - 耕地整理組合設立認可……………二頁
- 彙報
 - 四月の常會徹底事項……………一頁
 - 四月の大詔奉戴日實施方策……………一頁
 - 供米完遂強調週間……………一頁
 - 其の他……………一頁

條例

◇鳥取縣條例第三號

昭和四年十二月鳥取縣條例第三號鳥取縣常設委員條例並同年同月鳥取縣條例第四號鳥取縣常設委員費用辨償額及支給方法條例ハ昭和十八年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

昭和十八年三月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

告示

◇鳥取縣告示第三百三十一號

定期種牡牛検査並ニ種牡牛監督検査及役肉用牛登録審査左ノ通施行ス依テ検査ヲ受ケントスル者ハ四月五日迄ニ縣廳ニ到着スル様

鳥取縣公報 每週日發行 (休日ニ當ル)

火金曜日發行 (時ハ翌日)

昭和十八年三月十九日
第千四百十七號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

00794

願書ヲ差出スベシ

昭和十八年三月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

検査場所	検査日期	出場區域	検査時
鳥取市	四月六日	鳥取市一圓	
岩美郡浦富町	四月七日	岩美郡一圓	
入頭郡用ヶ瀬町	四月八日	入頭郡一圓	
同 郡船岡村	四月九日	入頭郡一圓	
氣高郡大正村	四月十一日	氣高郡一圓	
同 郡正條村	四月十二日	氣高郡一圓	
東伯郡倉吉町	四月十三日	東伯郡一圓	
同 郡矢途村	四月十五日	東伯郡一圓	
同 郡浦安町	四月十六日	東伯郡一圓	
同 郡赤碕町	四月十七日	東伯郡一圓	
西伯郡御來屋町	四月十八日	西伯郡一圓	
同 郡荒江町	四月十九日	西伯郡一圓	
同 郡法壽寺村	四月二十日	西伯郡一圓	

同 郡大篠津村	四月二十一日	四月二十一日
米子市勝田町	四月二十二日	四月二十三日
日野郡溝口町	四月二十四日	四月二十四日
同 郡根雨町	四月二十五日	四月二十五日
同 郡日野上村	四月二十六日	四月二十六日

鳥取縣告示第百三十二號

西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章並ニ縣稅滯納者財産差押證票左ノ通交付セリ

昭和十八年三月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

區分	番號	交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅	一九	昭和十八年三月十二日交付	西伯地方事務所	縣書記	遠藤正兄
縣稅滯納者財産差押證票	一九	同	同	同	同

鳥取縣告示第百三十三號

岩美郡福部村高江耕地整理組合設立ノ件認可セリ

昭和十八年三月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

彙報

防空陣に欠陥はないか

四月の常會徹底事項

四月の常會徹底事項は「防空資材の整備」「莖麻の栽培」「軍人援護の徹底」の三項目と決定しました。切に各位の實踐を望む次第であります。

一、此の際防空の完璧を期しませう

一年前の四月十八日は敵機の空襲があつた日です。今も敵は頻りに我が本土を狙つてゐます。今後は二十班、五十班の大型焼夷彈が使はれるかも知れません。又爆彈に對する用意も必要であります。此の際です。警察署や警防團共緊密に連絡し、何一つ欠陥がないやう防空陣を固めませう。

イ、防火用水は常に所定の水量以上用意して置くこと

ロ、特に指示のある地域では屋内の待避所は指示された通り必ず準備して置くこと

ハ、其の他の防空資材は全部取揃へて何時でも完全に使へるやう

う、備し十分に訓練を積むこと

二、荒鷲のため大いに莖麻を蒔きませう

戦ふ荒鷲になくならない潤滑油に事欠かせぬやう大いに莖麻を蒔きませう。今年の收穫目標は五千疋で昨年の五倍です。昨年の經驗を生かし、栽培本數を増して立派に育てませう。

(一) 種子の配布

イ、家庭には部落會・町内會から隣組を経て婦人會で配布されます

ロ、學校・青少年團・工場・鑛山・會社・事業場等には翼賛會の市町村支部から配布されます

ハ、種子の配布がない場合は翼賛會の市町村支部に申込んで下さい

(二) 蒔き方

イ、時期—四月の初めから半ばが好機で、遅れても五月までとすから地方々々で適期に蒔くこと

ロ、場所—成るべく日當りのよい乾燥地を選び、連作を嫌ふから昨年作つた土地は避けること

ハ、基肥—成るだけ深くして厩芥や落葉、木灰等を混ぜて施すこと

00797

00790

ニ、蒔き方―種子は一晝夜位水に浸して一ヶ所に二、三粒蒔き後で丈夫な苗を一本だけ残し、一坪に三本又は四本立てとすること

三、決戦下軍人援護に萬全を期しませう

今月は二十三日から二十九日まで軍人援護精神昂揚の運動が實施されます。お互は職場に將兵と共に居る心で軍人遺族、家族や傷痍軍人を眞心を以て援護しませう。

イ、部落會・町内會・隣組では軍人の遺族、家族や傷痍軍人等の援護に手落ちはないかとよく調べて市町村や銃後奉公會と連絡して手を盡すこと

ロ、隣組では其の出征軍人へ自筆の「隣組便り」を出すこと

ハ、靖國神社の臨時祭典當日には部落會・町内會・隣組の代表者は護國神社や戦没者の墓碑等に参拜し一般も努めて参拜すること

四月の大詔奉戴日實施方策

四月の大詔奉戴日は「承詔必謹」の精神を一層徹底すると共に常會徹底事項と關聯して「防空資材の點檢」及び「蒐麻の蒔付」の二項を以て、次の實施方策に依つて之が實踐を期すこと

なつた。

一、大詔に關する講話

當日午前六時三十分より十五分間「大詔に關する講話」の放送を行ふこと

二、實踐事項

(一) 防空資材の點檢

此の日を期して各家庭や隣組では防火用水、防空資材が完備されてゐるかどうかをよく調べ、資材のまだ備へてないものは速かに有合せのもの等を利用して整へること

(二) 蒐麻種子の配布狀況調査

此の日を期して市町村・部落會・町内會・隣組や婦人會では之までに蒐麻の種子の配布洩れがありはせぬかと調べて見て配布洩れのあるところは直に配布を完了すること

(三) 實踐事項に關する放送

七日午後七時三十分より二十分間「大詔奉戴日の實踐事項に關する講話」を放送すること

勝つたためだ此の一升も供出へ

自二十五日 供米完遂強調週間 至三十日

皇軍は今や南北戦線一萬哩に互り日夜死闘を繰返しつつ、敵米英撃滅に邁進し、銃後亦擧げて未曾有の大消耗戦に打ち勝たんと増産に補給に涙ぐましい努力を續けてゐる。戦線銃後の此の意氣こそ皇國の綜合戦力を彌が上にも増強さすものであつて眞に喜ばしく感謝に堪えない。食糧の増産も亦戦争に勝つためには重要な部門である。言ひ換えると食糧増産に依つて皇國の戦力が強化されると云ふことは、皇國に負へる私共の大使命を達成されることとなり、皇國農民の本懐である。

併し幾ら増産に足並が揃つても供出で歩調が亂れては何にもならない。自分で作つて取り込んだのでは凡そ國家の要求に相反し之程米英的なる行爲はないのである。汗で作つたお米を一俵でも多く供出してこそ尊くもあり祖國と一体となつて戦ふ眞の農民の姿である。決戦下農民各位は、どうか供出あつての増産と云ふことを理解し進んで供出して頂きたい。

供出すべき筋に米を出さず勝手に横に流したのでは國家の計畫は食ひ違ひを來して戦捷を獲得する上に大きな障害となる。斯か

る行爲は、糧管理法は固より法律、縣令の禁止するところであつて、禁を犯した者は勿論重刑に處せられるし、一方道より考へても國が總力を擧げて一億國民が足並を揃へて戦つてゐる現狀で闇は眞に恥かしい行爲であり絶対に禁すべきことである。

我が國の食生活は今こそ長い間の習慣を破つて決戦下に相應しい全然變つた時代に進まんとしてゐるのである。即ち配給の部面に於ては年齢別、性別、職業別の區分に依つて合理的配給制度が樹てられて消費節約に邁進して居り、搗精制限令が改正せられて精米業者の手で精白される米は總て五分搗以内とせられ、現狀は三分搗から一分搗にまで進まんとし、米のみが主食と云ふ古い觀念を棄て、麥・麵類・小麥粉・甘藷・馬鈴薯等が米の代りとして配給せられるやうに變つて來たのである。更に進んで玄米食を實行し、搗き減りをなくして米の節約目的を達すると共に手数を省き、榮養等の上からも綜合戦力を増強しやうとする運動と實行が現にせられて來てゐるのである。

付ては來る二十五日から三十一日までの一週間を「四千百萬石供出強調週間」として全國的に大運動が展開せられることになつたので農家各位は何故斯うまでせねばならぬかを深く考へ、進んで工夫を凝らし、米以外の代用食を大いに取り入れるとか自發的に搗精度を低くするとかして此の際一升の米をも節約して國家の

